

# 広島県交通対策協議会が、3つの運動日を定めました。 交通事故防止に努めましょう！

## 毎月1日は「自転車安全利用の日」です。

自転車が関係する交通事故は、全体の約2割を占めています。

近年、**自転車が加害者**となる交通事故が増え、9千万円を超える損害賠償命令が出た事例も起きています。

交通ルール・マナーを守り、安全な運転を心掛けましょう。

万が一に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

《自転車安全利用五則》

- 自転車は車道が原則、歩道は例外  
(※ 自転車が歩道を通行できる条件あり)
- 車道は左側を通行
- 安全ルールを守る

- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 子供はヘルメットを着用



## 毎月10日は「高齢者の交通安全の日」です。

高齢者が関係する交通事故の割合は、年々増加しており、  
**死者数の半数以上**を占めています。

- 高齢者に対する「思いやり運転」を心掛けましょう。
- 加齢に伴う身体機能の変化を理解し、安全行動を心掛けましょう。
- 夜間外出の際は、明るい色の服装を着用し、反射材用品・LEDライトを活用しましょう。



## 毎月20日は「飲酒運転根絶の日」です。

飲酒運転による交通事故は、**県内で年間約100件**発生しています。

少量の飲酒であっても、身体能力は低下し、見落としや反応時間が鈍くなります。

- 少量であっても、飲んだら乗らない！
- 運転する人には飲ませない！
- 飲んだ人には運転させない！

